

## 下水道使用料の改定について

2019年5月使用分(6月請求)から官公署、公民館、事業所、営業用等の下水道使用料を値上げします。ご理解とご協力をお願いします。

**※一般家庭用の下水道使用料の改定はありません。**

下水道事業はその維持管理に掛かる費用を下水道使用料で賄わなければなりません。恩納村の下水道事業は使用料で賄えておらず、村のお金(一般会計)からの繰入金(皆さんの税金)で補てんしています。このような状況を改善していくため、官公署、公民館、事業所、営業用等の下水道使用料を2019年5月使用分から改定(値上げ)させていただくことになりました。

なお、一般家庭用の下水道使用料の改定はありません。

下水道使用者の皆さまにはご負担をお掛けすることとなりますが、将来にわたり快適な生活環境を提供するため、下水道経営の健全化に向けた取り組みに一層の努力をしておりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆下水道使用料改定の内容◆

**【現行】※現在の下水道使用料金(消費税抜)**

|                              |                |  |      |
|------------------------------|----------------|--|------|
| 1 一般家庭用<br>1箇月1世帯            | し尿と雑排水         | 世帯員数に500円を乗じた金額                            |      |
|                              | 雑排水のみ          | 世帯員数に400円を乗じた金額                            |      |
| 2 官公署、公民館、事業所、営業用等<br>1箇月につき | 水道水のみ使用        | 8m <sup>3</sup> まで                         | 500円 |
|                              |                | 8m <sup>3</sup> を超えるものは1m <sup>3</sup> につき | 70円  |
|                              | 水道水と水道水以外の水を併用 | 構成員数に500円を乗じた金額                            |      |



**【改定】※改定後の下水道使用料金(消費税抜)**

|   |  |  |      |
|---|--|--|------|
| 1 一般家庭用<br>1箇月1世帯   | し尿と雑排水                                       | 世帯員数に500円を乗じた金額  |      |
|   | 雑排水のみ  | 世帯員数に400円を乗じた金額  |      |
| 2 官公署、公民館、事業所、営業用等(連合用の場合は1世帯あたり平均水量を算出し、水道水のみ使用の料金を適用)<br>1箇月につき | 水道水のみ使用                                      | 8m <sup>3</sup> まで   | 700円 |
|   |  | 8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき    | 70円  |
|   |  | 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき   | 85円  |
|   |  | 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき  | 100円 |
|   |  | 100m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき | 115円 |
|   | 400m <sup>3</sup> を超えるものは1m <sup>3</sup> につき | 130円   |      |
| 水道水と水道水以外の水を併用  | 構成員数に500円を乗じた金額                              |  |      |

**※連合用とは**

1個のメータを二世帯以上の共同住宅で使用してる場合、使用者からの申請により「連合用」の扱いを受けることができます。下水道料金は使用水量が増えると単価が高くなりますが、連合用では各戸が均等に使用したものととして料金を計算するため、全体を1戸として計算する場合に比べ、料金が安くなります。

(注意)：①連合用世帯数には、店舗・事務所等は含まれません。

②入居、空き室等は関係なく、居住用としての部屋の戸数です。